

学校いじめ防止基本方針

開志創造高等学校

令和7年4月1日施行

1. 基本理念

- (1) いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）は、全ての生徒等が加害者にも被害者にもなる問題である。いじめ等は、いじめ等を受けた生徒等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。
- (2) いじめ等の問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止対策（以下「いじめ等の対策」という。）は、一丸となって組織的に取り組む。
- (3) いじめ等の対策は、全ての生徒等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ等が行われなくなるようにすることを旨として取り組む。
- (4) いじめ等を全ての生徒等が行わず、そして認識しながら放置することがないよう、いじめ等を受けた生徒等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての生徒等が十分に理解できるようにすることを旨として取り組む。
- (5) いじめ等を受けた生徒等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、その他の関係者等の連携の下、いじめ等の問題を克服することを目指して取り組む。

2. 開志創造高等学校いじめ防止基本方針の策定

本基本方針は「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応および再発防止に係る基本方針を定めるとともに、それらを実施するための体制を定める。なお、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

いじめ問題についての基本的な考え方

3. いじめの定義

本基本方針におけるいじめとは、「いじめ」及び「いじめ類似行為」を指すものとし、「いじめ」はいじめ防止対策推進法第2条を、「いじめ類似行為」とは新潟県条例第2条2項を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と「一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。加えて、「いじり」と言われる行為に対しても、同様のこととし、慎重な判断を要する。

「いじめの類似行為」とは、生徒等に対して、当該生徒等と「一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じる可能性の高いものをいう。

個々の行為が「いじめ等」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒等の立場に立って行うものとする。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

4. いじめ等の理解

いじめ等は「どの子にも、どの学校でも起こりうる」との認識にたつことが重要である。暴力を伴わないいじめ等であっても、何度も繰り返す、多くの者から集中的に受けるなどにより、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめ等に軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。いじめ等の動機には、相手を妬み、引きずり下ろそうとする嫉妬心、相手を思いどおりに支配しようとする支配欲、遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする愉快犯的な心理、強いものに追従する、数の多い側に入っていたいという同調性、感覚的に相手を遠ざけたい心理としての嫌悪感、相手の言動に対して反発・報復したい心理、イライラを晴らしたい欲求不満等が考えられる。

5. いじめの態様(文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、生命、身体又は財産に重大な危機が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に相談・通報し、適切に援助を求める。

6. 組織的な対応に向けて

いじめ等問題に取り組むにあたっては、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめ等のない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1)「いじめ対策委員会」の設置

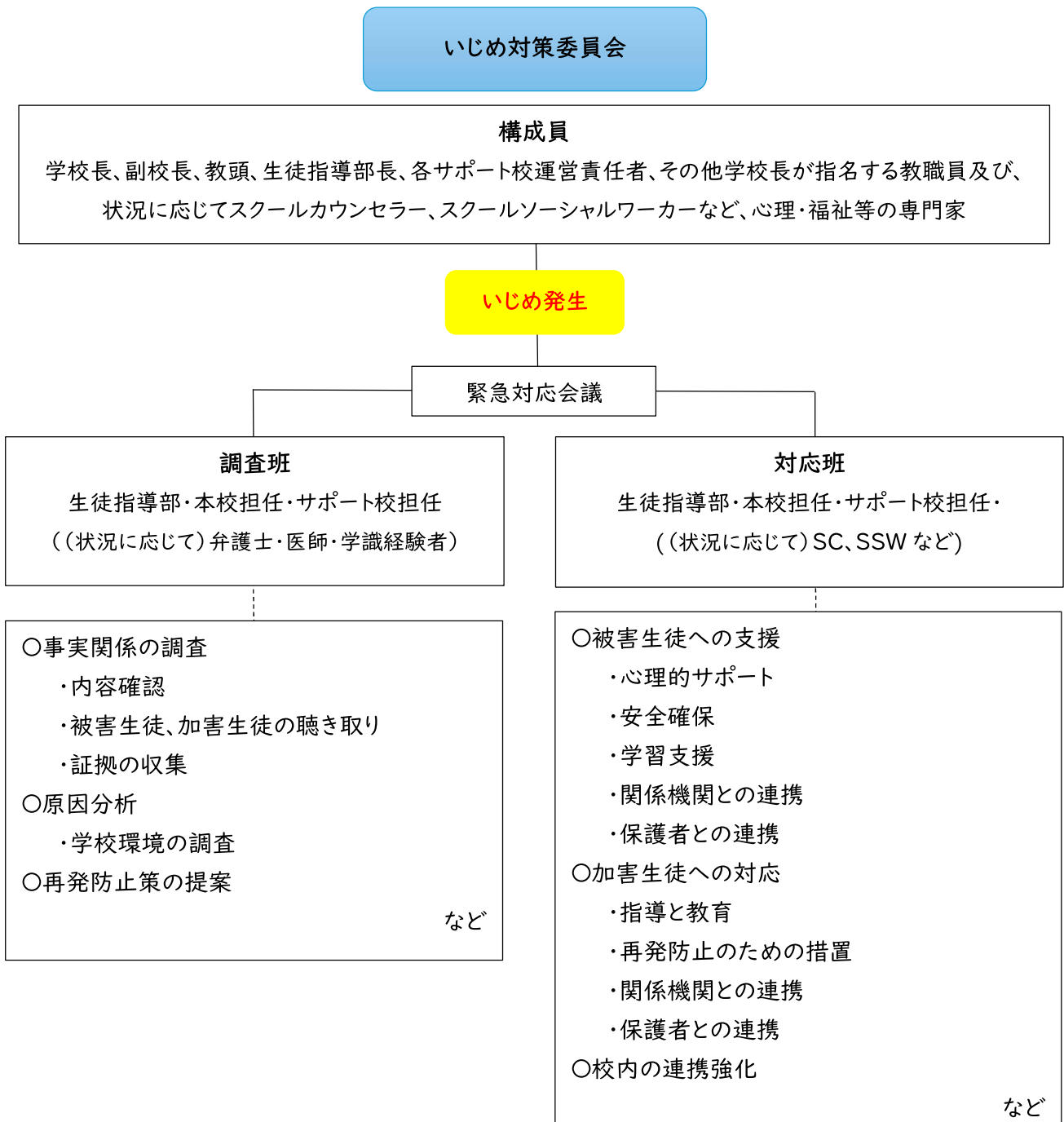
学校におけるいじめ等問題の未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめ等を認知した場合は適切かつ迅速に解決するために「いじめ対策委員会」を設置する。

① 構成

学校長(委員長)、副校長(副委員長)、教頭、生徒指導部長、各サポート校運営責任者、その他学校長が指名する教職員及び、状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、心理・福祉等の専門家で構成する。

② 取組内容

- 開志創造高等学校いじめ防止基本方針の策定、見直し
- いじめ等の対応
- いじめ等の対策に関する年間計画の作成
- いじめ等の対策に関する取り組みの実施
- 各取り組みの有効性の点検



いじめ等の未然防止に係る指針

7. いじめ等が起こらない学校づくり

いじめ等の問題において、最も重要なのは「いじめ等が起こらない学校づくり」である。そのためには、「いじめ等は、いつでも起こりうる」という認識を全ての教職員が持ち、「いじめ等を生まない基盤づくり」が求められる。本校は、スクール・ポリシーに基づく育成方針の下、心豊かに成長できる基盤を築いていく。

《資質能力 育成方針(グラデュエーション・ポリシー)》

- 基本的な知識・学力に加え、自らの将来に向けた専門性の高い知識と課題解決力を身に付ける
- 自らの志、目標に主体的に取り組み、未来を切り開いていく力と豊かな人間性を高める。

- 志を持ち、自らの意志と行動で人生を切り開く力を育成する
- 夢の実現のための価値規準を定め、行動できる力を育成する
- 変化に対応し、問題の発見・解決や新たな視点・価値を創造する力を育成する
- 相手の個性、人格を尊重し、協力し合える力を育成する

8. いじめ等に向かわない態度・能力を育成する具体的な取り組み

(1) 道徳教育と人権教育の充実による社会性の育成

学校全体で道徳教育や人権教育を強化し、体験を通じて生徒の社会性と規範意識、人権感覚を育てる。いじめは重大な人権侵害であり、被害者や加害者、周囲の生徒に深い傷を残すことを学び、体験的な活動を通して、他人の気持ちを理解し、共感する心を育む。

(2) 影響力を考慮した行動力の育成

正しい価値規準を設定できる力を伸ばし、意見の違いを尊重し、建設的に調整・解決できる力を育む。また、自分と他人の存在を等しく認め、互いの個性・人格を尊重する態度を養うとともに、自分の言動が周囲に与える影響を考えて自律的に行動する力を育てる。

(3) いじめの重大性と法的責任の理解

いじめは重大な人権侵害であるとともに、刑事罰や損害賠償の対象となる可能性があることを、実例を通じて理解させ、人権を守る重要性や法的責任の理解を深める。

(4) ネットいじめのリスクと情報モラルの育成

ネット上での言動に責任を持ち、ネットいじめのリスクを理解できるよう、情報モラル教育を強化する。メッセージアプリや SNS などでの発信が、相手や周囲に与える影響を考える力を育て、ネットいじめが深刻な問題であることを理解する。誰もが加害者になり得ることを自覚し、正しい情報の使い方や適切なネット上でのコミュニケーションの在り方を身に付けさせる。

9. 教職員の指導上の注意

- いじめ等は教職員や大人が気づきにくいところで行われやすいため、教職員は日ごろから生徒との信頼関係を築き、生徒の心の状態をしっかりと把握するとともに、違和感を覚えた際には躊躇なく情報を共有する。
- 「いじめられる側にも問題がある」といった認識は、誤ったものであることを理解させ、いじめ等の問

題を正しく理解するよう努める。

- 特別な事情を抱えた生徒には、適切に理解した上で、丁寧な指導を行うとともに、周囲が個性として認めていくよう働きかける。
- 生徒一人ひとりが「自分は認められている」「満たされている」と感じられるよう、温かく丁寧な指導を心がけ、自己有用感や自己肯定感を高めるサポートを行う。
- 必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと協働し、一人一人の生徒の課題に寄り添うとともに家庭との連携を密に行う。

いじめ等の早期発見に係る指針

10. 早期発見のための共通理解

- (1) いじめ等問題を解決するための最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。
- (2) いじめ等は大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- (3) 些細な兆候であっても、いじめ等ではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめ等を隠したり軽視したりすることなく、いじめ等を積極的に認知する。
- (4) 日ごろから、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。特にグループ内で行われるいじめ等については、被害者からの訴えがないことも多く、日ごろからの生徒観察が重要である。

11. 早期発見のための取組

- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談等を行い、実態把握に取り組む。
- (2) 生徒、保護者、教職員が抵抗なく相談ができる環境を整える。
- (3) 教職員は一人で問題を抱え込まず、適宜、情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

いじめ等に対する措置に係る指針

12. いじめ等に対する基本対応

- (1) 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- (2) 被害生徒及び発見・通報生徒へは、できる限り不安を取り除くとともに安全を確保する。
- (3) いじめ等であるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害生徒の立場に立って行う。

13. いじめ等への対処

(1) いじめ等の発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめ等及びそれと疑われる行為（遊びや悪ふざけ等）は、直ちにその行為を止める。
- ② 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に直ちに情報を共有し、いじめ等の認知・判断を組織的に行う。
- ③ 速やかに関係生徒から事情を聴き取り、事実を確認する。
- ④ 下記のような場合は、教育的配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を行う。
 - イ) いじめ等が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。

ロ) いじめ等により生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。

(2) 被害生徒・その保護者への支援

- ① 被害生徒から、事実関係や気持ちを傾聴する。
- ② 被害生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- ③ 被害生徒の保護者に迅速に事実関係を伝えるとともに、被害生徒および保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ④ 被害生徒の保護者に対して、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。
- ⑤ いじめ等が解消したと思われる場合でも、継続的な見守りや面談など必要な支援を行う。

(3) 加害生徒への指導・その保護者への助言

- ① 加害生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ② いじめ等として認知した場合、組織で速やかに対応する。
- ③ 聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ④ 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ⑤ 加害生徒の指導にあたっては、下記内容を意識し、組織として毅然とした態度で行う
 - イ) いじめ等は人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
 - ロ) 自らの行為の責任を自覚させる。
 - ハ) 健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。
- ⑥ 加害生徒が抱える問題にも目を向け、いじめ等を繰り返さないよう継続的な指導・支援をする。

(4) いじめ等が起きた集団への働きかけ

- ① いじめ等を見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ② はやし立てたり、同調したりする行為は、いじめ等に加担する行為であることを理解させる。
- ③ いじめ等を止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ④ 教育活動全体を通して、いじめ等は絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

14.いじめ等の解消

いじめ等は、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめ等が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。但し、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、その他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめ等に係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月以上継続して止んでいる。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等で確認する。

15.インターネット上のいじめ等への対応

- (1) 不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- (2) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- (3) 悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。
- (4) 情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

重大事態への対処に係る指針

16.重大事態の定義

「重大事態」とは、「いじめにより生徒の生命又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」、「いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。具体的には、生徒が自殺企図を図った時、いじめにより身体に重大な障害を負った時、金品等を脅し取られた時、心的な疾患を発症した時などであり、事態の詳細を把握した学校長がとるべき処置を判断する。

17.重大事態の対応

- (1) 重大事態が発生した際は、速やかに学校長に報告する。
- (2) 学校長は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、適切かつ迅速に対応する。
- (3) いじめ対策委員会を中心として学校組織を挙げて対処する。
- (4) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

【参考文献】

- ・いじめの防止等のための基本的な方針 平成 25 年 10 月 11 日（最終改定平成 29 年 3 月 14 日）
- ・新潟県いじめ等の対策に関する条例